

# 維持管理を円滑に進めるための体制、 地方公共団体等の支援方策

—資料3—

# 社会資本の管理体制の現状 (1)各分野の管理者

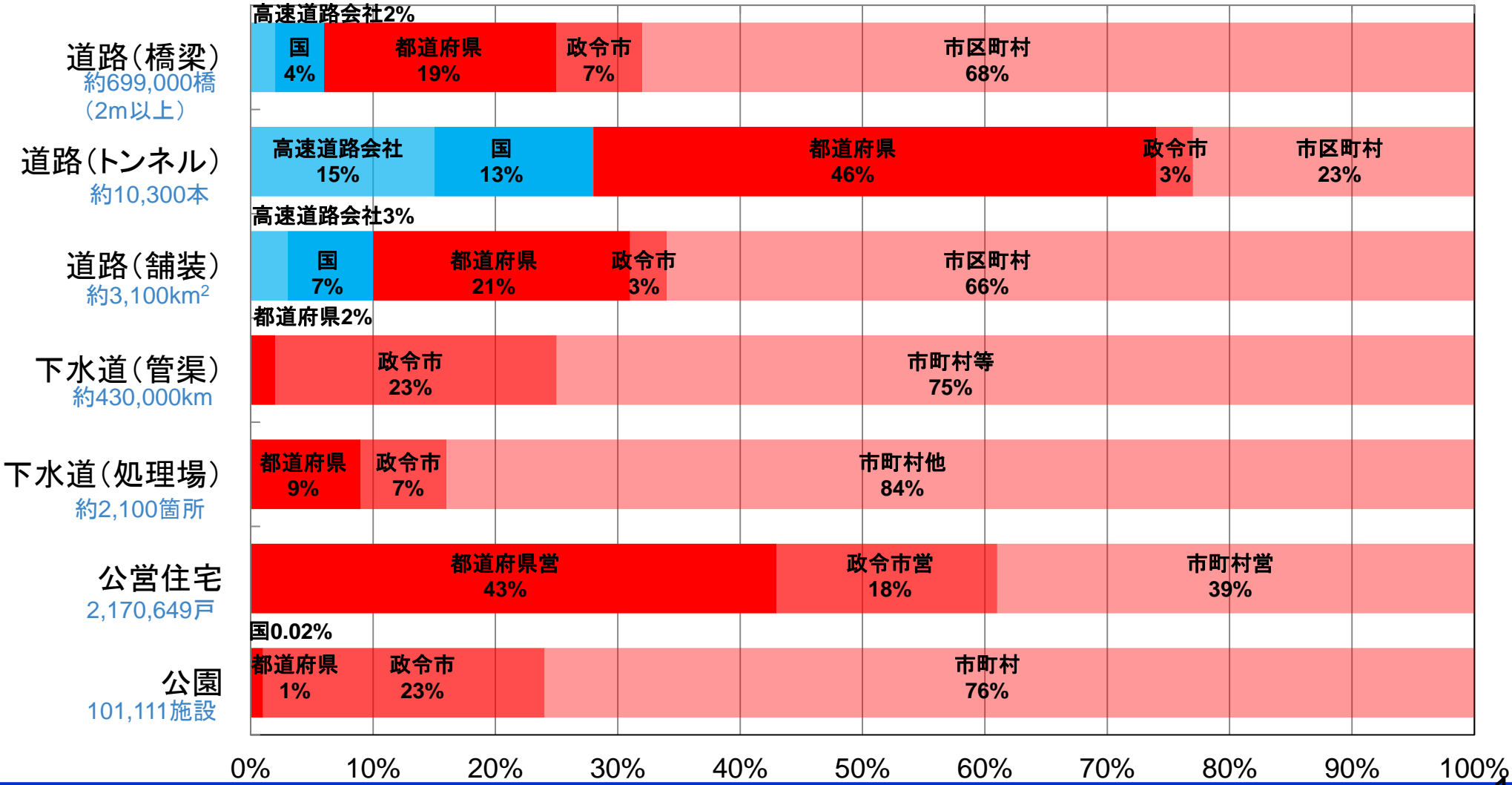
## 社会資本に関する実態の把握結果

社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

### 各分野の管理者別の施設数

○各分野において、地方公共団体等管理が多い。

■ 国・高速道路会社  
■ 都道府県・政令市・市区町村等



# 社会資本の管理体制の現状 (2)各分野の職員数

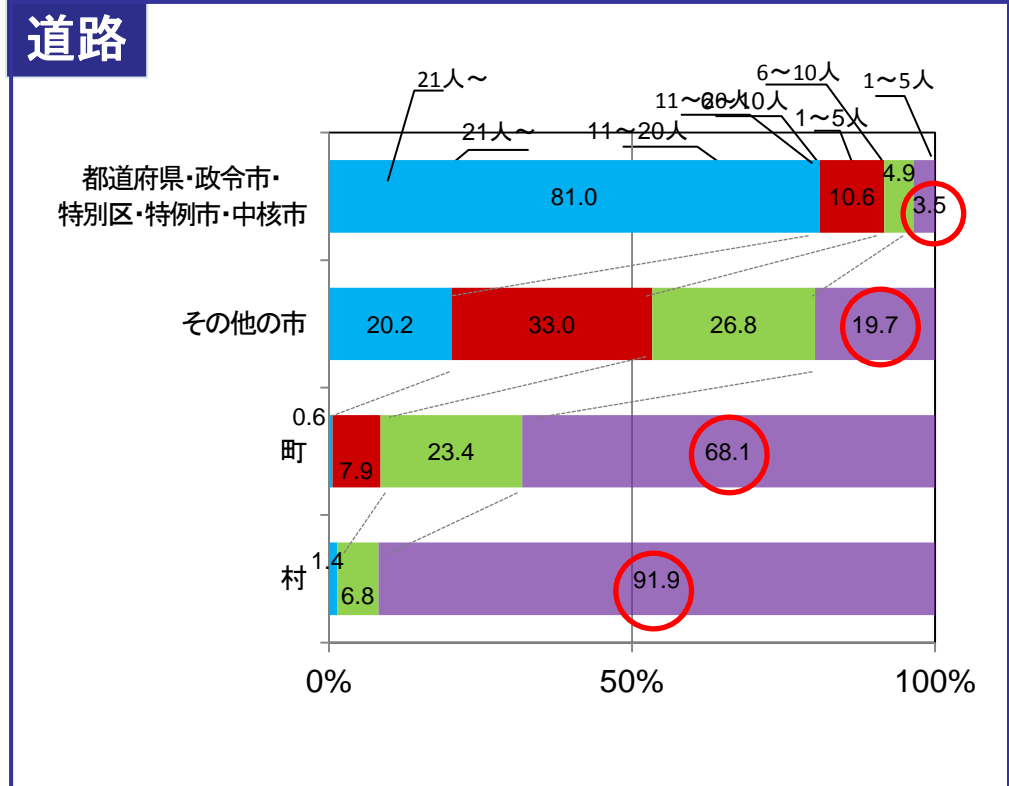
社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

## 地方公共団体へのアンケート調査結果

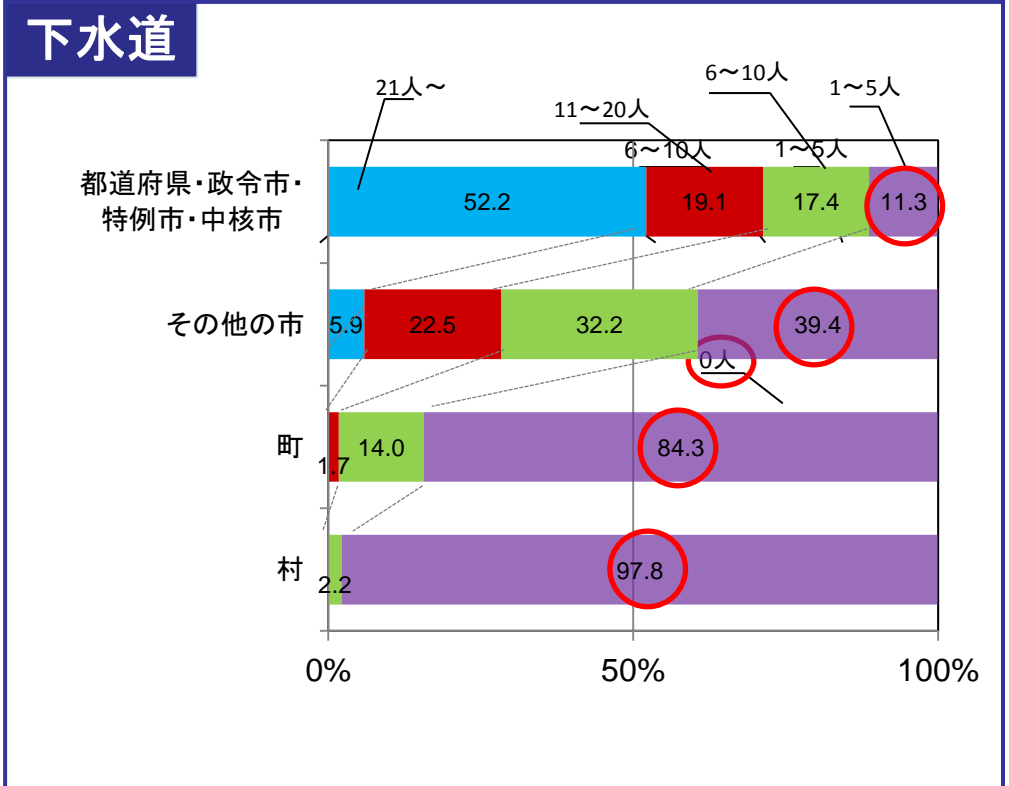
**維持管理・更新業務を担当する職員数**  
※同一の職員が複数分野の業務を担当している場合には、重複して計上

○維持管理・更新業務を担当する職員数が5人以下である市町村が多い。

### 道路



### 下水道



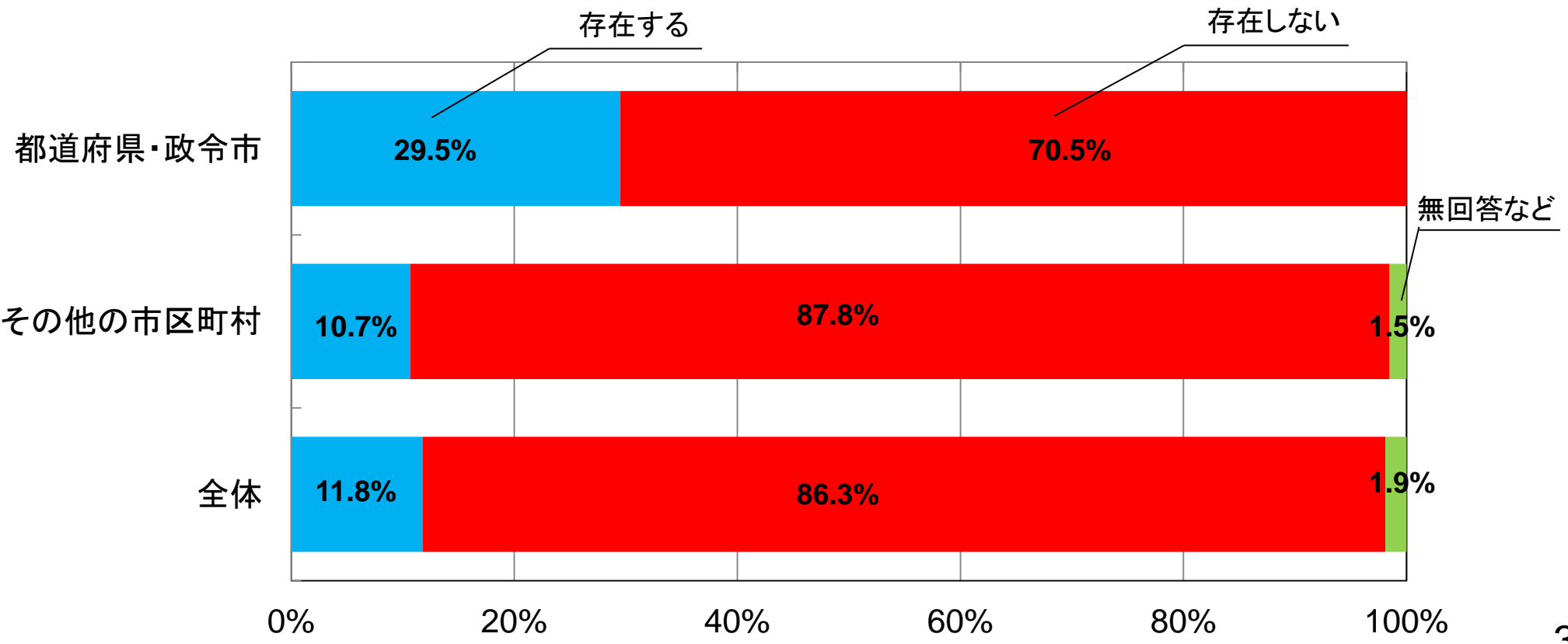
# 社会資本の管理体制の現状 (3)維持管理全体をとりまとめる部署、組織

## 地方公共団体へのアンケート調査結果

平成25年11月実施の地方公共団体に対するアンケート調査結果より作成

### 地方公共団体における維持管理全体をとりまとめる部署、組織の存在

○維持管理全体をとりまとめる部署、組織が存在している地方公共団体は少ない。  
特に、市区町村では、都道府県・政令市と比較して、維持管理全体をとりまとめる部署、組織が存在している割合が小さい。



# 社会資本の管理体制の現状 (4)各分野の巡視・点検の実施状況

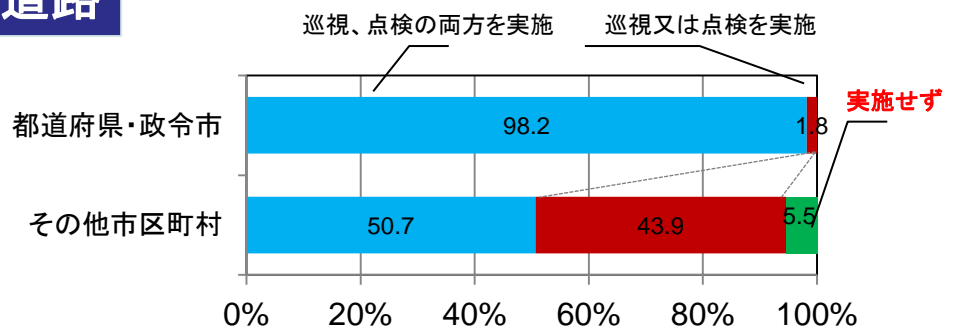
## 地方公共団体へのアンケート調査結果

社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

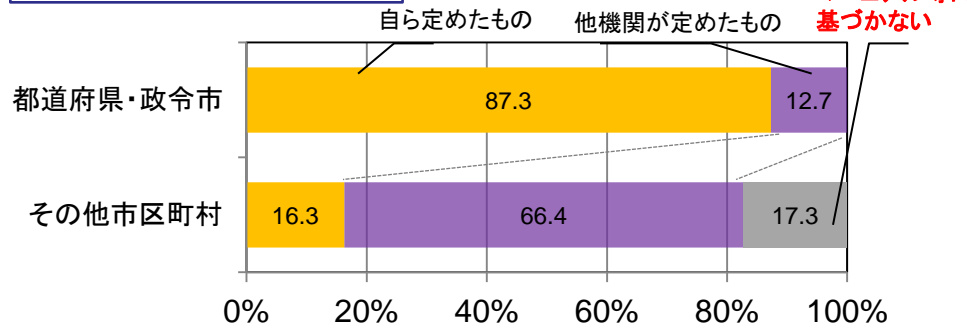
### 巡視・点検の実施状況

○規模の小さい地方公共団体を中心に、巡視・点検を実施できていない例がある。  
また、点検している場合であっても、マニュアル等に基づいていない※例がある。  
(※マニュアル等が存在していない場合も含む。)

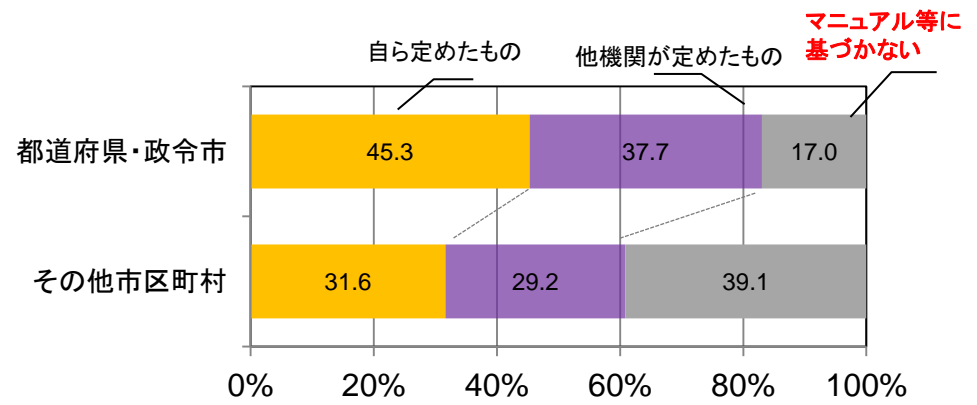
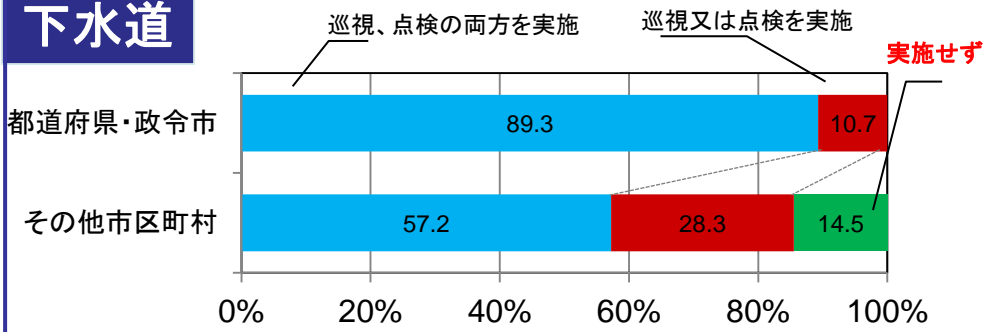
### 道路



(点検を行っている場合)  
使用しているマニュアル等の種類



### 下水道



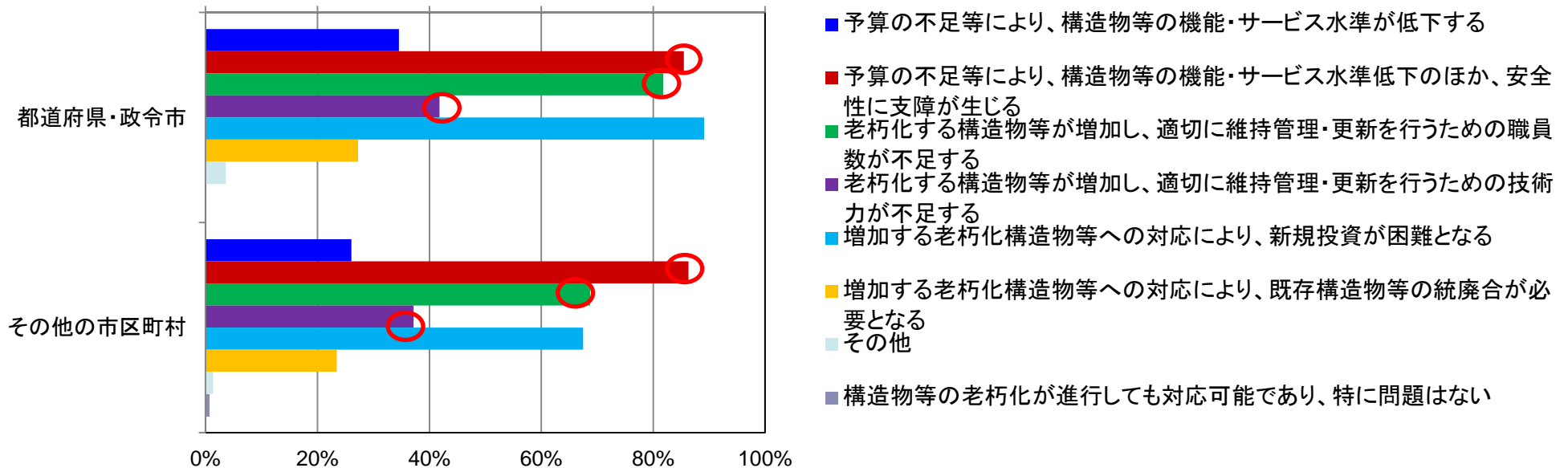
# 体制、地方公共団体等支援の必要性

## 地方公共団体へのアンケート調査結果

社会資本整備審議会・交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)参考資料より作成

### 公共施設の老朽化が進む中での懸念事項(複数選択)

○地方公共団体においては、規模にかかわらず、特に予算不足、職員不足を懸念している割合が高い。また、4割程度の地方公共団体が、技術力不足についても懸念している。



○社会資本の老朽化が進む中で、特に地方公共団体において、予算、職員、技術力が不足し、老朽化への対応に支障が出る可能性がある。社会資本の大多数を管理している地方公共団体等への支援が必要。

# 今後の体制、地方公共団体等支援のあり方

○個別法（道路法、河川法、港湾法等）においては、各管理者が自らの責務のもと、維持管理を的確に行うことが定められている。

## <道路法>

### 第三章 道路の管理

#### 第一節 道路管理者

（国道の維持、修繕その他の管理）

**第十三条** 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、～（中略）～災害復旧事業その他の管理は、政令で指定する区間内については**国土交通大臣が行い**、その他の部分については**都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う**。

（都道府県道の管理）

**第十五条** 都道府県道の**管理は、その路線の存する都道府県が行う**。

（市町村道の管理）

**第十六条** 市町村道の**管理は、その路線の存する市町村が行う**。

## <下水道法>

### 第二章 公共下水道

（管理）

**第三条** 公共下水道の**設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする**。

○各管理者が責務を果たせる状況が理想だが、維持管理を的確に行えていない状況が存在しており、地方公共団体等への支援のあり方について検討が必要

#### 国土交通省における各種委員会等での言及

<社会資本整備審議会道路分科会第45回基本政策部会（平成26年3月24日） 参考資料1>

○道路管理によって点検方法が異なったり、点検を実施していない、実施している場合でも、遠望目視など、**点検の質に課題**。

<第5回下水道政策研究委員会（平成26年2月19日） 資料3-1>

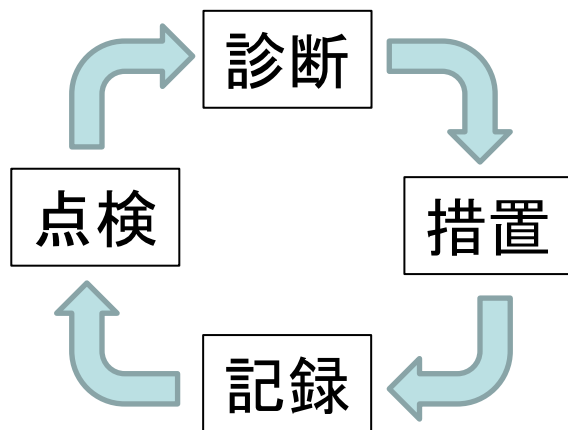
○管路施設の点検・調査は全体的に大都市ほど実施されている傾向。中小都市と比較すると、老朽化管路施設の多い政令指定都市が最も実施しているが**全管路の2～3%程度**。点検・調査実施都市数では、**平均2～3割にとどまる**。

# 本小委員会での検討事項

○厳しい財政状況、技術者の減少、技術力の低下が懸念される中、今後の体制、地方公共団体等への支援のあり方について検討し、各管理者が責務を果たすために、どのような支援が求められるか？

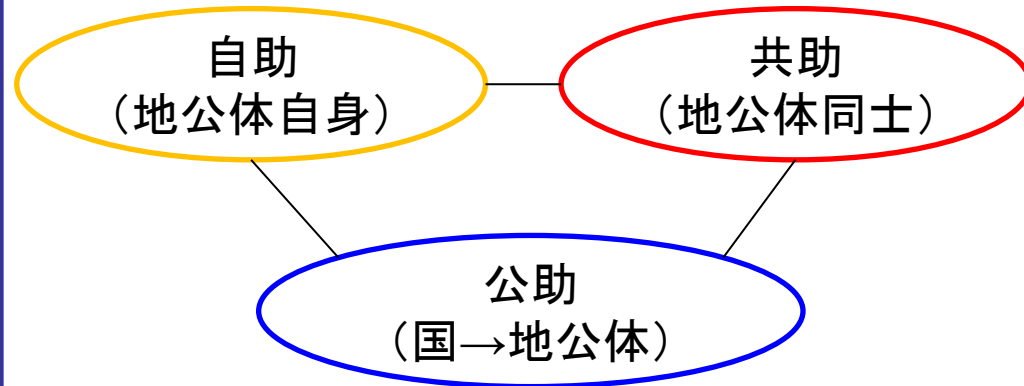
## 論点1

○メンテナンスサイクルの各段階で、どのような支援が求められるか（いつ、誰が、どのように）



## 論点2

○「自助・共助・公助」という観点から、各地方公共団体及び国において、どのような取組が求められるか



## 検討の方向性

- 地方公共団体等における維持管理体制
- 地方公共団体等における支援方策



# 地方公共団体等を支援する方策の整理

取組主体	地公体等が課題解決のために必要な事項	考え得る取組
自助 (地公体自身)	○技術者のスキルアップ  ○発注形態の工夫  ○民間資格の一層の活用	・国・都道府県・民間の研修等への参加 → <u>H26年度より充実・強化</u>  ・PPP/PFI、一括発注等 → <u>各種委員会等で検討</u>  ・ <b>点検・診断に関する資格制度の確立</b>
共助 (地公体同士)	○地公体同士での連携	・協議会 ・機関等の共同設置 ・事務の委託 ・一部事務組合 <span style="float: right;">等</span>
公助 (国→地公体)	○国による体制的支援  ○国による技術的支援  ○国による財政的支援  ※上記の他、都道府県による同様の支援も想定	・TEC-FORCE等による技術者派遣 ・国総研等の専門家による技術的助言 ・代行措置 ・発注事務(入札・契約、積算)への支援 → <u>発注者間の連携を発注懇で検討中</u> ・防災・安全交付金

小委員会(第2期)において検討